

IPM実践指標について

（総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針（平成17年9月30日消費・安全局長通知）より抜粋）

1．IPM実践指標とは

IPM実践指標とは、IPMを実践する上で必要な農作業の工程（以下「管理項目」という。）と各工程における具体的な取組内容（以下「管理ポイント」という。）を示すことで、農業者自身がIPMに関する取組の程度を容易に把握するためのものであり、都道府県が地域の実情に応じて選定した作物ごとに策定するものである。農業者は、管理ポイント毎に、前年の実施状況や今年度の目標と照らし合わせ、取組の評価を行い、翌年度の取組に反映させる。

2．IPM実践指標策定上の留意点

- （1）IPMの基本である3点の取組（予防的措置、判断、防除）を管理ポイントに反映すること。
- （2）農業者が実践度を簡単に評価できる客観的で分かりやすい記述にすること。
- （3）農業者がそのコスト・労力面においても実施可能な手法を管理ポイントとして設定すること。
- （4）管理ポイントは、IPMを実践する上で真に必要なものに限定し、必要以上に多く設定しないこと。
- （5）地域段階でのまとまった取組を積極的に評価することができるよう、管理ポイントを設定すること。
- （6）化学農薬は、効果的・効率的な防除を実施する観点から、IPMを実践する上で重要な防除手段の一つであるが、その使用に当たっては、適切な種類の選択、使用量及び使用方法を重要な管理ポイントとして設定すること。
- （7）農薬等の使用履歴を含めた栽培管理状況に関する記録は、IPMを実践したか否かを確認する上で極めて重要であり、また生産された農作物の安全性についての消費者の信頼を得る上でも必要不可欠なものである。したがって、栽培管理状況について記録することを重要な管理ポイントとして設定すること。
- （8）各都道府県においても、病害虫・雑草の発生状況等により地域ごとに適切な病害虫・雑草管理手法が異なることが想定されることから、各都道府県で策定するIPM実践指標を地域別に策定するか、あるいは、管理ポイントに病害虫・雑草の発生状況等に応じた選択肢を設けることにより、地域の実情に応じたIPM実践指標を策定すること。